

三重県臨床検査精度管理協議会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 三重県下における臨床検査の精度管理の実施及びあり方について、専門的な見地から適切な指導を行うため、三重県臨床検査精度管理協議会(以下「協議会」という)を設置する。

(協議会の組織及び運営)

第2条 協議会には指導委員会と実行委員会を置き、三重県健康福祉部・三重県医師会・三重県病院協会・三重大学医学部附属病院中央検査部・三重県臨床検査技師会で構成する。

(委員)

第3条 1. 指導委員会の委員は、三重県健康福祉部・三重県医師会・三重県病院協会・三重大学医学部附属病院中央検査部・三重県臨床検査技師会より2名ずつ選任する。
2. 実行委員会の委員は三重県臨床検査技師会の精度管理部がこれにあたる。
3. 委員の任期は2年とする。但し補欠委員の任期は前任者の残存期間とする。

(所掌事項)

第4条 協議会は次に掲げる事項について審議し必要に応じて実施機関に指導助言を行うものとする。

- (1) 臨床検査精度管理調査を行うこと
- (2) 臨床検査精度管理調査結果について検討会を行うこと
- (3) 臨床検査精度管理に関する調査研究並びに情報収集を行うこと
- (4) 臨床検査に携わる者の質的向上を図るため講習会・研修会を行うこと
- (5) 必要な出版物の刊行及び講演会等の開催を行うこと
- (6) その他上記目的を達成するために必要な事業を行うこと

(役員)

第5条 1. 協議会には次の役員を置く。
(1) 会長 1名
(2) 副会長 2名
2. 会長及び副会長は指導委員の互選による。会長は会務を総理し副会長は会長を補佐する。
3. 会長に事故あるときは副会長がその職務を行う。

(会議)

第6条 1. 指導委員会の会議は必要に応じて会長が招集し、その座長となる。
2. 指導委員会は関係者から意見を聴取することができる。

(実行委員会)

第7条 1. 実行委員会は第4条に定めることについて調査検討し、その結果を指導委員会に報告するものとする。
2. 実行委員会の会議は当該委員長が招集し主催する。
3. 実行委員会は関係者から意見を聴取することができる。

(庶 務)

第 8 条 協議会の庶務は三重県臨床検査技師会事務所でこれを所掌する。

(補 則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は必要に応じて協議会で定める。

「 付 則 」

この要綱は昭和 6 3 年 4 月 1 日より施行する。

協 議 会	会 長	1 名	
	副会長	2 名	
指 導 委 員 会	三重県健康福祉部	2 名	
	三重県医師会	2 名	
	三重県病院協会	2 名	
	三重大学医学部附属病院中央検査部	2 名	
	三重県臨床検査技師会	2 名	
	(会長、副会長、互選)		
実 行 委 員 会	三重県臨床検査技師会	精度管理部	